第３章　自立と参加の促進

取り組み課題

１　制度ボランティア活動の推進
２　生涯学習の推進
３　就労の支援
４　地域福祉推進のための担い手の育成
５　障害者の自立した地域生活の支援
６　当事者団体への支援

〔取り組み課題１〕　制度ボランティア活動の推進

〔現状と課題〕

地域のつながりが希薄化している中、身近な地域で生活に課題を抱えている人々や地域課題が見えにくくなっています。このような状況を早期に発見・解決していくために、行政と地域住民のパイプ役として、制度ボランティア*は大きな役割を担っています。

現在、本市では、個別の行政目的のために設置された、様々な委員が活動していますが、より多くの市民に理解し活用してもらうための情報の発信や、地域活動を円滑にするための、行政と制度ボランティアの情報の共有が求められています。

また、仕事や子育て等で時間にゆとりがある方が少なくなり、担い手不足の問題や新たな人材を探すのに苦労しているところもあります。

地域の課題に対して、住民同士が支え合い、助け合い、見守りを基本として、地域の力でその問題解決に向けて協力していくことが重要です。

近年、ＮＰＯ*等の活動が盛んになってきていますが、従来からの制度ボランティアの担う役割が小さくなるものではありません。むしろ、地域に根付いたその活動は、地域福祉の推進にはなくてはならないものであり、今後とも活動のさらなる推進が期待されます。

施策の方向性

〇制度ボランティアの資質の向上と活動促進
・各制度ボランティアを中心に研修会や講演会、意見交換等を実施し、識見と意識の向上を目指します。 ・町会・自治会と制度ボランティアなどと連携した地域活動を推進します。
〇世代交代等が円滑にできる仕組みづくりの推進
仕事や子育て等で時間にゆとりがある方が少なくなり、担い手不足の問題や新たな人材を探すのに苦労している面もあります。これまで培ってきた経験や能力を活かし、地域との関係性を新たに構築することが期待されることから、定年退職された方への地域参加を促進します。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
〇地域で活動する制度ボランティアに積極的に相談する	〇制度ボランティア、町会・自治会などの各種地域団体の連携	〇研修会、講習会を開催する 〇制度ボランティアの活動について、市民に周知する

制度ボランティアの活動内容

民生委員・児童委員とは

民生委員法により、地域住民の福祉向上のために活動する民間の奉仕者で９０年以上の歴史があり厚生労働大臣が委嘱しています。各市町村の一定地区を担当し、児童福祉法にて児童委員を兼務しており、その職務の主なものは、

（１）住民の生活状態を必要に応じ、適切に把握しておくこと
（２）生活に関する相談に応じ助言・援助を行うこと
（３）福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供・援助を行うこと
（４）社会福祉事業者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること
（５）福祉事務所その他の関係行政機関への業務に協力すること
（６）その他、児童及び妊産婦など住民の福祉の増進を図るための活動を行うこと

などとなっております。

特に、ひとり暮らしの高齢者、認知症や寝たきりの高齢者がいる世帯、高齢者だけの世帯、障害がある人、生活が苦しい人、子育てに悩んでいる人、その他福祉のサービスを必要としている人などに対し、住民の立場に立って相談に応じたり、パイプ役としてどのような福祉サービスや子育て支援があるかを案内あるいは生活福祉資金の借り入れ申込みについての手続き指導などを行っています。

また、児童福祉に関する問題を専門的に担当する主任児童委員が各市町村に配置されており、児童の福祉に関する機関との連絡調整を行うとともに区域を担当する児童委員の活動に対する援助及び協力を行うこととなっています。

本市の定数は５３８名(民生委員児童委員５０２名、主任児童委員３６名)で、各地域において福祉活動を行っております。

市政協力委員とは

市政協力委員は、昭和２９年４月に、市行政の円滑な運営と民主的で明朗な市民生活を確立するため、市と市民とのパイプ役として誕生しました。

地域の住民（町会・自治会・管理組合等）から選挙や推薦により選ばれた者を、市長が市政協力委員として委嘱しています。

市と市民（地域住民）のパイプ役として、いろいろな情報や要望などの行政連絡を主な職務とし、地域のリーダーとして活躍しています。

市政協力委員が地域での活動をより円滑に行えるように、市内１２地区に「地区会」が構成され、各地区会の市政協力委員の中から選ばれた「地区長」により市政協力委員連合会が組織されています。市政協力委員は、地域コミュニティや市政協力委員活動の活性化を図るために『地区長会議・市政懇談会』を開催するなど、市政協力委員制度が円滑に機能するため諸事業を行っています。

健康推進員とは

市政協力委員の推薦のもと市から委嘱され、市民の皆さんの健康づくりの輪を広げる活動をしています。乳児のいるご家庭を訪問し、健康に関する情報提供や育児に関するサービスの紹介をしたり、地域の方々に特定健康診査や各種がん検診の受診勧奨をするなど、地域の方々と行政のパイプ役になっています。

食生活改善推進員とは

市民の皆さんの健康づくりのため、市から委嘱され、地域で健康を考えた料理講習会の開催、献立やリーフレットの配付など、市民の皆さんの食生活改善をすすめています。

「私たちの健康は、私たちの手で」を合言葉に「バランスのよい食事」「簡単ヘルシー料理」「カルシウムアップ料理」等、テーマにあわせた料理講習会を開催しています。参加者からの「家族にも好評だった」という声が、私たちの活動の励みです。

クリンクル推進員とは

平成４年度から市内全１２地区の町会･自治会に廃棄物減量等推進員を委嘱しています。松戸市ごみ減らしシンボルキャラクター「クリンクルちゃん」から名前を取り、「クリンクル推進員」として、各町会・自治会内で、ごみステーション利用者への指導等の活動をしています

防犯指導員とは

犯罪のない明るい社会で生活するためには、警察だけでなく地域の住民の一人ひとりが力を合わせて地域の安全活動に協力してもらってこそ、成果はあがります。そこで地域住民の地域安全活動を行う中心的役割を果たす指導者として「防犯指導員の制度」が生まれました。

防犯指導員は地区防犯協会(組合)、自治体、警察、地域防犯連絡所、その他防犯機関と密な連携のもと、その分担地域で次のような活動を行っています。

（１）防犯座談会の開催

（２）防犯パトロールの実施

（３）広報、街頭キャンペーンの実施

（４）防犯診断の実施　その他地域安全思想の普及等

保護司とは

保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員(実質的に民間ボランティア)です。犯罪や非行をした人の再犯を防ぎ立ち直りを助けるとともに、地域の犯罪・非行の予防を図る活動等をしています。

毎月、保護観察対象者が保護司の家を訪問(来訪)したり、保護司が対象者の家を訪問(往訪)したりします。そこで、保護司は、対象者の最近の生活状況などについて話し合い、相談に応じて指導・助言を行います。

青少年相談員とは

青少年期は、将来社会において重要な役割を果たすための準備期であり、人間形成にとって大切な時期であることから、家庭、学校、地域社会での適切な対応が望まれています。

そのためには、社会共同の連帯意識のもとで地域住民すべてが、あらゆる機会、あらゆる場面で育成活動に当たる必要があることから、青少年と真に一体となり、共に喜び、共に語り、青少年の相談相手になり、地域での育成活動の積極的な推進を図り、青少年の健全育成に資するための青少年相談員制度が千葉県でつくられました。

松戸市の青少年相談員で構成される松戸市青少年相談員連絡協議会では、こども祭り実行委員会への参画、キャンプ大会・スポーツ大会・親子手芸教室などの青少年を対象としたイベントの企画・運営の他、非行防止キャンペーン（子ども会・補導員との共催）や、コンビニエンスストアの有害図書調査（県主導で平成２２年度に実施）など、非行防止・環境浄化活動にも携わり、青少年の健全育成に取り組んでいます

松戸市内在住・在学の中学・高校・大学生に、ジャンルを問わず日頃練習に励んでいるパフォーマンスを披露する機会を提供するために、「ヤングパフォーマンスフェスティバル in まつど」を開催しました。歌やダンス、一輪車演技、ファッションショーなど、多彩なパフォーマンスが披露されました。

(平成 24 年度に実施)

〔取り組み課題２〕　生涯学習の推進

〔現状と課題〕

生涯学習とは、主体的に学習するということと、また学びたいことや活動したいことを自分で見つけて取り組み続けるという意味合いが含まれます。

社会的変化や学習ニーズに的確に対応した、生涯学習の機会や情報を提供することで、大人だけでなく子どもに対しても心の豊かさと生きがい感の充足につながり、さらに地域の活性化につながると考えます。

本市では、市民を対象とした成人講座*や市民大学講座*が公民館や青少年会館を中心に市内各所で数多く実施しています。まつど生涯学習大学は、６０歳以上の市民を対象に自らの生活課題や社会的課題に即した学習をもとに、地域の主体的な行動者となることを期待して開設されています。

しかしながら、「松戸の強みと弱みを考えるデータ集」（平成２４年１２月）では、学習活動を行っている市民の割合は約３６．２％と１９年度の約４２％と比べ減少していますが、団塊の世代*の地域回帰により学習活動に対するニーズの増加が予想されます。そのため、まつど生涯学習大学*においては、地域課題をテーマにした学習活動を増やし、市民ニーズに対応した講座が求められています。また、自主企画講座では市民が自ら学んだ成果を公民館と連携し開催していますが、学習ボランティアの促進につなげるためには団体を増やすことが求められています。

市内小学校等で実施している家庭教育学級については、家庭の教育力支援の一環として保護者が、家庭教育のあり方について、学校と連携しながら学年の枠を超えて話し合い、交流し、豊かな人間関係づくりを基盤にして自主的、集団的、継続的に学習の場として開設されていますが、保護者や学校関係者が問題解決に向けた助言等を実施できる家庭教育推進チーム*の編成を視野に入れた研究を行う必要があります。

施策の方向性

〇高齢者が地域福祉に活躍できる環境の整備
・これまで地域とあまりかかわりのなかった市民が、生涯学習活動への参加をきっかけに、地域福祉の担い手になっていくことが望まれます。 ・生涯学習で学んだことの成果を披露し、学んで得たことを地域でボランティアとして生かすなど、「学ぶ」ことでその人の活動が地域で生かされることが期待されています。
〇参加しやすく魅力的な生涯学習の機会・情報の提供及び生涯学習情報システム*の稼動
・生涯学習情報システム（まつどまなびぃネット）では、市内の社会教育関係団体・自主企画団体などの情報が登録されており、生涯学習活動への参加機会を広げ、さらに活性化していくことを目指します。 ・市民にとって参加しやすく、魅力的な生涯学習の機会や情報を提供することが重要です。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
〇生涯学習活動、地域活動に参加する 〇生涯学習の成果を地域活動で生かす 〇自分の持っている知識や経験を生涯学習の場で生かす	〇市内大学との連携講座の開催 〇自発的な学習活動と社会教育団体の活動の推進 〇学校・家庭・地域と連携した家庭教育支援の推進	〇講座の開催 〇生涯学習･地域活動のコーディネート（ファシリテーター*や、アドバイスの知識を習得できる講座を開設） 〇生涯学習情報の提供（生涯学習システムの稼動）

〔取り組み課題３〕　就労の支援

〔現状と課題〕

就労は、社会参加の基本となる活動です。その人の適正に応じた仕事に就き、経済的な安定及びやりがいや生きがいを得ることは重要なことです。

近年の厳しい経済情勢の下、非正規社員が正規社員と同じ仕事をする雇用の形態が進み、若年非正規社員が増加し、社会問題となっています。本市の失業率は全国より低いものの、２０歳代では高い水準となっています。そのような状況の中で、若年非正規社員や未就労の若年者に対する就労支援が求められています。また、企業と若年求職者との間に、雇用のミスマッチが生じています。

団塊の世代が定年退職となり、継続して働く意思のある高齢者が増えて行く現状の中で、働きたい高齢者が働ける場を確保することや、障害のある人の一般就労及び定着支援の状況については、就労に関する相談、指導、定着支援までの一連の支援体制の充実が課題となっています。

ひとり親家庭への支援については、「母子自立支援プログラム策定」での就労相談等を行なっています。

「シルバー人材センター」について

シルバー人材センターでは、高齢者にふさわしい仕事を企業・家庭・公共団体等から引き受け会員に提供します。

提供された仕事に就いた場合、会員がその仕事を請け負う（再請負）、又は任せられたこと(再委託)になります。

会員は、通常ローテーションで就業します。仕事は会員自身の裁量で選び、会員が働いた仕事量に応じて、シルバー人材センターが『配分金』を支払います。
月２回、入会説明会を行っています。

施策の方向性

〇若者の就労支援の実施

・関係機関との連携を図り、個別相談窓口での就職相談をはじめ、本市のホームページ「Ｌｅｔ’ｓ まつど」での求人・求職情報の提供、就職セミナー等の実施と参加の促進などを図ります。
・就職サポート事業「まつど合同企業説明会」を開催し、雇用のミスマッチの解消を図ります。

〇高齢者の就労

シルバー人材センターや市社協が運営する高齢者無料職業紹介所を支援します。また、高齢者が意欲と能力に応じて就業できる機会の確保を図るため、高齢者無料職業紹介所及びハローワーク*と連携し、就労情報の提供や就業相談の拡充を図ります。

〇障害のある人の就労及び定着支援（企業、事業所へ働きかけ）

・教育分野の特別支援学校等や福祉分野の就労移行支援事業者等、ハローワークなどの関係機関と就労移行支援事業者・就労継続支援事業者・企業等のネットワークの構築を図るとともに、専門スタッフの人材育成に努め、一人ひとりのニーズに応じた就労支援、更には定着支援を実施する体制の整備を図ります。
・企業に対する障害者雇用に関する広報等による啓発活動や、各種奨励金、補助金の交付により、企業の障害者雇用を促進します。

〇ひとり親家庭への支援を総合的に展開

ひとり親家庭の経済的自立を図ることを目的に、就労や子育て支援事業情報の提供を総合的に展開していきます。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
〇社会参加への意識を持つ	〇事業者は法定雇用率*を守る 〇事業者は働く男女の家庭生活などに配慮した就業環境の整備	〇求人、求職情報の提供 〇就労のための講座の開催や受講料の助成 〇総合的な支援体制の整備

〔取り組み課題４〕　地域福祉推進のための担い手の育成

〔現状と課題〕

地域福祉の推進を図るためには、市民一人ひとりが身近な日々の暮らしの場である地域社会での多様な人々の多様な生活課題に目を向け、自発的・積極的に行動していくことが求められています。仕事や趣味などで培ってきた経験・知識・技術、また、研修などで得た知識・技術を、身近な地域で生かす機会を得て、地域に還元しながら地域活動への参加を促進することが重要です。

「松戸市総合計画*」後期基本計画進行管理のための市民意識調査（平成２４年７月）によると、地域に貢献する活動を行っている団体、組織やグループに積極的に参加している人の割合は、３０．８％であり、積極的に参加していない人が依然多い状況にあります。

しかし、協働のまちづくり市民アンケート（平成２２年１１月）によると、６０歳代の４９．５％、７０歳以上では６７．７％の人が市民活動に対し「関心がある」と答えています。また、市社協にボランティア登録している人は年々増加しており、平成２４年度では８，２８１人でした。

市民活動に関心が高い人々が参加するに至らない理由としては、きっかけや機会がないことがあげられます。今後、さらに多くの市民の参加を促進するためには、個人の経験を身近な地域社会で生かすきっかけ作りや情報提供が重要です。

施策の方向性

〇生活課題に関する学習会等を開催し、住民自ら解決に向かって活動することへの支援

「成人講座」、「市民大学講座」「まつど生涯学習大学」等の事業を実施し、健康や環境、文化等の学習を通して自己の発見や仲間づくりの場とします。
また、そこから生まれた自主企画団体が自ら学んだ成果を発表する機会を増やすなど、活動が継続しやすいような環境を整備します。

〇個人の経験を身近な地域で生かす機会を得て地域活動へ参加することへの支援

・団塊世代、２０代・３０代が地域活動に参加するために必要な支援を検討します。
・まつど市民活動サポートセンターを通じ、市民活動についての啓発活動や情報提供を行います。
・市社協では、「ボランティア講座」を開催して、活動に関する基礎知識や技術を習得する機会を提供します。また、福祉活動を行っているボランティア団体により構成されている「松戸市ボランティア連絡協議会」では、相互の情報や意見の交換を行い、ボランティア活動を推進しています

〇シニア交流センターのさらなる周知と活用

シニア交流センターでは高齢者の能力開発・活用のための研修事業などを行っており、利用者数が更に増えるように周知を図ります。

〇千葉県（生涯大学校）との連携により、人材育成と地域活動の場の提供

地域活動の人材育成を目的に地域活動学部が創設されています

〇パートナー講座の活用

市民の市政に関する理解を深め、市政参加の促進に寄与することを目的にパートナー講座を実施しています。講座の利用者が増えるよう周知を図り、市民との情報の共有化を推進します。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
〇地域での活動に参加する 〇地域における生活課題について共通の認識を持つ	〇地域での学習会、勉強会、各種講座を開催する 〇行政と連携した講座の企画、運営 〇社会福祉協議会、ＮＰＯなどによる地域福祉の人材の発掘・育成	〇地域福祉活動の情報の積極的な提供 〇公民館事業の推進 〇シニア交流センターの周知と活用 〇千葉県生涯大学校との連携と活用 〇市民活動に関する相談事業

〔取り組み課題５〕障害者の自立した地域生活の支援

〔現状と課題〕

誰もが自分らしく、お互いの存在を認め合い、安心して暮らせることが求められています。障害のある人もない人も、すべての市民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生できる地域社会を形成していく必要があります。

平成１８年４月「障害者自立支援法」が施行され、同年１２月には国連で「障害者権利条約」が採択されました。その基本的視点としては、障害のある人を「権利の主体」である社会の一員としてとらえ、基本的人権の尊重を求めるものになっており、「障害者権利条約」の批准に向けて、平成２３年８月に「障害者基本法」が改正されました。また、平成２４年１０月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、障害者虐待防止法という）がスタートし、更に平成２５年４月からは、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」（以下、障害者総合支援法という）が施行されました。このように、障害のある人を取り巻く制度や仕組みはかつてないほど大きく変化しています。

本市では、平成２５年３月「第２次松戸市障害者計画*」を策定しました。障害のある人を取り巻く現状や障害者計画策定のための市民アンケート（平成２３年１２月）によると、障害のある人との交流の場や機会の拡大をはじめとする市民の相互理解の促進、雇用及び就労の支援、公共施設のバリアフリー*化や各種制度及び障害福祉サービスの充実をはじめとした障害のある人が、地域社会で安心して暮らせる環境づくりが求められています。「お互いに個性を尊重し、人格を認め合う社会の実現」「自分らしく生きがいのある生活の実現」「安心して暮らせるまちの実現」を基本目標に掲げ、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現を目指しています。

施策の方向性

〇就労支援・雇用の促進、グループホームの開設、福祉事業所の充実、情報伝達・移動手段整備などの支援

障害があっても、地域社会の一員として、生き生きと安心して暮らしていけるよう、相談支援体制の充実、企業や関係機関の連携による雇用及び就労の支援のほか、本人や保護者の意向を尊重し、個々の障害の状態や特性に応じた障害福祉サービスの充実や、グループホーム等の整備など、地域で暮らすための社会資源のさらなる充実を図ります。

〇相談支援に関する業務を総合的に行う基幹相談支援センター*を整備

・地域における相談支援の拠点として、総合的な相談業務を担う基幹相談支援センターを整備します。
・障害のある人とその家族の様々な問題を受け止め、その解決に向けて、他の相談機関、地域の社会資源と連携協力しながら支援を行います。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）・行政（公助）の役割
〇地域社会のイベント等に障害のある人を積極的に勧誘し、交流する 〇地域に障害のある人がいることが当たり前という認識を持つようにする 〇親子で障害のある人について話す機会を作るようにする 〇ボランティア*活動に興味・関心をもち、積極的に参加する	〇「第２次松戸市障害者計画」の推進

「市内福祉ショップ」について

障害のある人の自立と社会参加と市民のみなさんの障害のある人に対する理解を深めることを目的に、市内の施設で自主生産される製品などの展示即売会を行っています。

毎月、市役所の通路で開催するほか、地域の行事やイベントなどで販売しています。ぜひ一度、お試し下さい。

〔取り組み課題６〕当事者団体への支援

〔現状と課題〕

高齢者、障害のある人、子ども、子育て中の方などそれぞれの暮らしの中での不安や悩みが多様化し、それぞれの悩みが周囲には理解されず一人で抱え込んでいる方も少なくありません。

当事者団体は、このような同じ悩みを抱える方たちが経験を共有し、問題解決に向けて支え合うための自主的な活動を行っています。同じ体験を持つ当事者の立場から気持ちを受け止め、分かち合い、情報を提供し合うことは自立した生活や社会参加を促す上では重要な役割を持っています。

当事者団体には、「認知症の人と家族の会」や「精神障害者家族会」、「手をつなぐ育成会」のように全国組織を持つものや、地域の小さな自助グループなどがあり、その規模や活動はさまざまです。

しかし、団体の新たな担い手を増やすためには、団体の存在や活動内容の周知を図ることが必要となります。

中でも、ピアカウンセリング*は、同じような立場に立ったことのある人から、実感のこもったアドバイスや相談が受けられることで、地域での自立・参加の促進につながります。

施策の方向性

○ 住みやすい社会を実現
・介護者等を対象とした集い、障害者関係団体、子育ての自主グループなどにおいて、できるだけ多くの人が参加するように、協力していきます。 ・当事者団体からの意見交換の機会を増やすことが望まれます。
○ピアカウンセリングの有効性についての認識
ピアカウンセリングは同じ課題を抱える人同士が日常生活の中で起こる出来事や、生活するにあたっての問題等を一緒に考えて話し合いします。 より多くの人が利用できるように認知度を高めることが望まれます。

それぞれの役割

個人（自助）・地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
○当事者への理解と受け入れ	○情報の提供と活動の支援

「認知症の人と家族の会」について

全員集合！（千葉駅前にて）

毎年９月はアルツハイマー記念の月です。認知症の人と家族の会とサポーターが集まって、道行く人に声をかけます。全国で 300 万人を超えると言われている認知症ですが、いまだに誤解と偏見が多くて、早期の対応を妨げています。

「認知症の人と家族の会千葉県支部」は、つどい、支部報の発刊、相談電話（ちば認知症コールセンター）などを通して広く啓発活動を展開しています。これからも介護者ならではの視点で、様々な情報を発信していきます。